

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 19 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊  
飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告

飯塚市監査委員告示第 12 号（令和 4 年 3 月 18 日付）

2 監査報告に対する措置状況の内容及び件数 下記のとおり

商工観光課（一般社団法人飯塚観光協会）【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 ひなまつり及び 5 月人形展企画宣伝事業委託について</p> <p>一般社団法人 飯塚観光協会が第三者と締結している本委託について、仕様書では 5 月人形展、ひなまつりの事業ごとに実績報告書を提出するよう指示しているが、受注者からの提出が確認できなかった。</p> <p>契約事項を徹底するよう同協会に対して指導すること。</p>	<p>当該委託事業については、令和4年3月22日に一般社団法人 飯塚観光協会に指導を行い、同日、受注者からの実績報告の提出を行ってもらうことで、改善致しました。</p> <p>今後は契約事項を徹底するよう同協会に対して指導を行っていきます。</p>